

資源循環部監査結果報告書

1 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査）

2 監査実施の期間

令和4年1月13日から同年3月25日まで

3 監査の対象及び範囲

資源循環部の所管に属する令和3年4月1日から同年11月30日までに執行された財務に関する事務

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務

4 監査の主な着眼点（評価項目）

- (1) 財務に関する事務が関係法令等にのっとり適正に行われているか。
- (2) 財務に関する事務に係る計数に誤りはないか。
- (3) 3E（経済性、効率性、有効性）が図られているか。
- (4) 補助金等の交付は適切に執行されているか。
- (5) 財務に関する事務に係る内部統制が図られ、事務処理が適切に行われているか。
- (6) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

5 監査の実施内容

監査は、横須賀市監査基準に準拠し、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、抽出による関係帳簿及び関係書類の調査並びに現地調査を行った。

6 監査の結果

監査の結果、次に述べる事項について適正な措置を講じられたい。

- (1) 支出に関する事務

令和3年4月分の旅費（ポイ捨て防止啓発事業）の支出において、算出

誤りにより支給不足が生じていたので、必要な措置を講じるとともに、今後は適正な事務処理に改められたい。

(資源循環政策課)

(2) 契約に関する事務

ア 令和2年10月5日付け契約課長通知「契約手続きにおける押印の省略について」によると、「納品又は役務の完了を確認する書類」は、押印を省略できることとされているが、その場合に必要な措置として、事業者には「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先(電話番号)を必ず記載させることとされている。Yデッキ及びその周辺、定日ごみ集積所環境美化業務委託の令和3年9月分の完了届においては、事業者の押印が省略されていたが、本件責任者及び担当者の氏名について記載されていなかったため、今後は適正な事務処理に改められたい。

(資源循環政策課)

イ 契約事務取扱規程によると、検査員は、検査を行ったときは、検査書により、主管課長に対して報告しなければならない(検査書に課長の決裁を受ける。)と規定されているが、リサイクルプラザ手選別・成型品搬出等業務委託11月分に係る業務委託料の支出において、検査書に課長の決裁を受けていなかったため、今後は、契約事務取扱規程に基づいた適正な事務処理に改められたい。

(資源循環施設課)

ウ リサイクルプラザペット圧縮梱包機修繕に係る契約は物件修繕請負請書により締結されている。支出金額に誤りはなかったものの、この請書に表記された請負代金のうち取引に係る消費税及び地方消費税の額が誤って記載されていたため、今後は適正な事務処理に改められたい。

(資源循環施設課)